

南山小学校区まちづくり協議会設立準備会規約改正(案)

1. 個人情報に関する用語や定義は、関連する法令及びガイドラインに準拠する。
2. まちづくり協議会設立準備会運営に必要な連絡、情報配布の目的の為に個人情報の収集をし、当該目的を達成する為に、必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により利用する。
3. 個人情報の収集にあたり、電話、メール又は直接口頭をもって同意を得て、本人から直接収集する。ただし、本人の同意がある場合には、この限りでは無い。
4. 個人情報の管理責任者は、まちづくり協議会設立準備会の役員及び市とし、目的以外の使用に注意して、適切に取り扱うものとする。
5. 準備会委員は、活動上知り得た個人情報を漏らしてはならない。委員を退いた後も、また、同様とする。

参考

各協議会規約 個人情報に関する事項

①準備会

3 協議会とも記載なし

②協議会

二小	(個人情報の保護) 第21条 構成員は、協議会の活動を通じて得た個人情報の保護に努めなければならない。
三小	(個人情報の保護) 第20条 協議会は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、提供及び管理等については特に慎重に行い、当初の目的以外の目的のために個人情報を利用してはならない。
大小	(個人情報保護の取扱い) 第58条 協議会が活動に伴い知り得た個人に関する情報については、その保護と適正な利用に努めるとともに、本人の同意があるとき又は本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるときに限り公開できるものとする。